

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所

移管事業者募集に係る条件の概要 (修正案)

芦屋市立打出保育所、芦屋市立大東保育所の移管先事業者 (※1) (以下「事業者」という。) を募集します。

移管にあたっては、事業者と市の協同のもと移管前の保育内容等を移管後に継承することを基本に (※2)、現在までにそれぞれが培ってきた保育に係る知見を共有し、相互の理解・学びあいのもとで、より一層質の高い保育の提供を共に目指すものとします。

また、子どもの健やかな成長と発達のため、事業者と保護者が子どもの育ちを支えていくことに関する思いや理解等を共有し、両者の役割分担と連携・協力のもとで保育を行うものとします。

※1 事業者の募集は施設毎に行います。

※2 応募に際しては別紙1 (資料3-2) を確認してください。加えて、事業者決定後、移管に伴う引き継ぎにおいて、各施設における取り組みの詳細を確認してください。

1～3

(記載省略)

4 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている事業者とする。

- (1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に規定する「保育所」の認可及び確認を希望していること。
- (2) 児童福祉法に規定する「保育所」若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号。以下「法」という。) に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可又は「保育所型認定こども園」の認定を受けた施設を現に運営し、運営している施設のうち1以上の施設について下表を満たす期間が募集開始日時点で通算5年以上ある**事業者社会福祉法人**であること。

運営期間に参入できる条件

児童福祉法に規定する「保育所」若しくは法に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可又は「保育所型認定こども園」の認定を受け、1歳から5歳までの定員を設定した状態 (0歳の定員設定の有無は問わない) で運営している期間とする。

- (3) 近畿二府四県のいずれかにおいて、第3次審査 (実地調査) 希望施設を運営していること。
- (4) 移管事業者募集に係る諸条件を遵守できること。

5～13

(記載省略)

14 職員の配置等に関すること

職員の配置等については次の条件を満たすとともに、事業者において適切な人員配置を行い、移管前における保育の質の維持並びに一層の向上を図ること。

なお、移管の実施に伴い、移管後4年度間（令和4年度から令和7年度まで）において付す条件について、当該期間の内に、事故等により条件を満たす配置が困難となった場合は、市・保護者に報告の上、配置を行うこと。

また、条件のうち「概ね〇〇年以上（※）」としているものに係る、「概ね」の範囲の判断は事業者によるものとし、記載内容を踏まえ、当該職に必要な資質・能力を備えていると事業者が認める者を配置すること（「（※）」を付して記載された年数については、必ずしも上回ることを求めるものではない）。

(1) 施設長

ア 基本条件

専任の正規職員を配置すること。

イ 令和4年度から令和7年度までに於いて付す条件

- (ア) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設とする（0歳の定員設定の有無は問わない。））において、施設長としての経験が通算して概ね5年以上（※）あること
- (イ) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設（0歳の定員設定の有無は問わない））における、1歳又は2歳児のいずれか、及び3～5歳児のいずれかに係る担当経験がそれぞれ1年以上あり、年齢層に応じた保育内容に係る理解を有すること。
- (ウ) 認可を受けた教育・保育施設における、保育に係る実務経験年数が通算して概ね15年以上（※）あり、保育者として経験を重ねていること。

(2) 主任保育士

ア 基本条件

施設長を補佐する者として、各年齢別クラスを担当する保育士とは別に、専任の正規保育士を配置すること。

イ 令和4年度から令和7年度までに於いて付す条件

- (ア) 保育所，幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（1歳から5歳までの定員を設定している施設（0歳の定員設定の有無は問わない））における、1歳又は2歳児のいずれか、及び3～5歳児のいずれかに係る担当経験が、それぞれ1年以上あり、年齢層に応じた保育内容に係る理解を有すること。
- (イ) 認可を受けた教育・保育施設における、保育に係る実務経験年数が通算して概ね10年以上（※）あること。

(3)～(5)

（記載省略）

15～20

（記載省略）

21 移管前の保育内容の継承等に関すること

(1) 移管前年度（令和3年度）における移管対象施設への訪問

事業者職員が移管予定施設（事業者が移管を受ける施設とする。以下同じ。）を訪問し、移管予定施設の職員と共に移管前の保育内容等を確認するとともに、相互の知見の共有等を行いながら、移管に向けた準備に取り組むものとする。

なお、本取組は円滑な移管の実施及び移管後の良好な施設運営を図るものであり、保育の内容等についての確認・意見交換や在籍児童との関係づくりの状況を踏まえて、必要な範囲で訪問実施期間の前倒しや訪問頻度・職員の増加等に努めること。

| 訪問を行う事業者職員 | 訪問実施期間 | 訪問内容等 |
|---|-----------------------|---|
| 施設長予定者 ※ 原則、移管日から1年間以上、移管予定施設での勤務を予定する職員とする。 | 令和3年4月 ～ 令和4年3月 | ア 訪問頻度 1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。 イ 基本的な取組内容 (ア) 移管予定施設における年単位・月単位・週単位の保育計画の確認及び振り返りを当該施設の職員と共に行うこと等により、施設運営や保育の内容等についての確認を行う。また、当該施設の職員と保育等に係る意見交換を行い、相互の理解・学びあいを通して、移管前の保育内容等の継承を基本とした、より一層質の高い保育の提供に向けて取り組む。 (イ) 読み聞かせや面談の機会などにより、在籍児童や保護者とも関係づくりを行う機会を持つように努める。 |
| 主任保育士予定者 ※ 原則、移管日から1年間以上、移管予定施設での勤務を予定する職員とする。 | 令和3年4月 ～ 令和4年3月 | ア 訪問頻度 1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。 イ 基本的な取組内容 (ア) 移管予定施設における年単位・月単位・週単位の保育計画の確認及び振り返りを当該施設の職員と共に行うこと等により、保育内容やクラスの状況等についての確認を行う。また、当該施設の職員と保育等に係る意見交換を行い、相互の理解・学びあいを通して、移管前の保育内容等 |

| | | |
|--|---------------------------|---|
| | | <p>の継承を基本とした、より一層質の高い保育の提供に向けて取り組む。</p> <p>(イ) 移管予定施設の職員やクラス担任予定者等と協議の上、読み聞かせの実施や屋外遊びへの参加等による在籍児童に対してや、クラス懇談会への出席などによる保護者に対して、関係づくりに取り組む。</p> |
| <p>担任保育士予定者</p> <p>※ 移管予定施設の1～4歳児クラスに対して、各クラス1名以上とする。</p> <p>※ 原則、移管日から1年間以上、移管予定施設での勤務を予定する職員とする。</p> | <p>令和4年1月～ 令和4年3月</p> | <p>ア 訪問頻度</p> <p>(ア) 令和4年1月～令和4年2月 週1回程度から徐々に頻度を上げていくことを基本に、在籍児童の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ訪問予定を調整するものとする。</p> <p>(イ) 令和4年3月 原則として毎日とする。</p> <p>※ 当該保育士の休日や、休暇を取得する場合、研修に参加する場合等は除く。</p> <p>※ 在籍児童の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ、適宜調整を行いながら実施する。</p> <p>イ 基本的な取組内容</p> <p>(ア) 移管に伴い引き継ぎが発生する1歳～4歳児クラスについて、当該クラスを担当する予定の保育士が、当該クラスにおいて市保育士と共に保育を行う（以下、「合同保育」という。）。</p> <p>令和4年1月～2月は在籍児童が新しい保育者（担任保育士予定者）に親しむこと、同年3月は担任保育士予定者が主体となって活動を展開すること等による関係づくりを基本的なねらいとする。</p> <p>(イ) 担当を予定する児童の保護者との関係づくりを行い、在籍児童の家庭での様子や、子どもの育ちを支えていくことに関する保護者の思い等を確認しながら、移管に向けた準備に取り組む。</p> <p>(ウ) 施設長予定者・主任保育士予定者との打ち合わせや情報交換等を適切に行う。</p> |
| <p>看護師予定者</p> <p>※ 原則、移管日から1年間以上、移管予定施設での勤務を</p> | <p>令和4年1月～ 令和4年3月</p> | <p>ア 訪問頻度</p> <p>1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとす</p> |

| | | |
|--|--------------------------------|---|
| <p>予定する職員とする。</p> | | <p>る。</p> <p>イ 基本的な取組内容</p> <p>(ア) 看護師予定者等と当該施設の職員（看護師等）が協議のうえ、在籍児童の健康状態等に係る引き継ぎや、施設における様子等の確認を行うものとする。</p> <p>(イ) 必要に応じて、担任保育士予定者等と共に保護者との情報交換（面談や書面でのやり取り等）に取り組み、在籍児童に係る情報交換を行いながら、移管に向けた準備に取り組む。</p> <p>(ウ) 施設長予定者・主任保育士予定者との打ち合わせや情報交換等を適切に行う。</p> |
| <p>調理員予定者</p> <p>※ 原則、移管日から1年間以上、移管予定施設での勤務を予定する職員とする。</p> | <p>令和4年1月 ～ 令和4年3月</p> | <p>ア 訪問頻度</p> <p>1月あたり5回を基本に、移管に向けた準備の状況等に応じて、市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする。</p> <p>イ 基本的な取組内容</p> <p>(ア) 調理員等と当該施設の職員（調理員等）が協議のうえ、調理の状況やアレルギー対応等に係る引き継ぎや、在籍児童の喫食の状況等の確認を行うものとする。</p> <p>(イ) 必要に応じて、担任保育士予定者等と共に保護者との情報交換（面談や書面でのやり取り等）に取り組み、在籍児童に係る情報交換を行いながら、移管に向けた準備に取り組む。</p> <p>(ウ) 施設長予定者・主任保育士予定者との打ち合わせや情報交換等を適切に行う。</p> |

(2)～(3)
(記載省略)

22 その他
(記載省略)

以上